

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月 24日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530048

研究課題名（和文） 東アジア「国際法学」の形成における日本の貢献

研究課題名（英文） The Role of Japan in Establishing a Science of Public International Law in East Asia

研究代表者

韓 相熙 (HAN SANGHEE)

九州大学・法学研究院・准教授

研究者番号：30380653

研究成果の概要（和文）：本研究は、19世紀末～20世紀初頭の東アジアにおいて出版されたおよそ260冊の国際法著作を分析することにより、東アジア「国際法学」の受容及び形成過程を明らかにすると同時に、そのプロセスにおける日本の独特な役割を実証的に究明することを目的とする。その為、本研究は、近代東アジア「国際法学」形成の全体像、「中国国際法学」及び「韓国国際法学」に対する日本の影響を分析した後、『万国公法』（1864）で使われた70個の用語を追跡することにより、東アジア「国際法学用語」の形成ルートを明らかにする。

研究成果の概要（英文）： By analyzing around two hundred and sixty textbooks of public international law published in East Asia in the late 19th and early 20th centuries, this research aimed at clarifying the process of establishing a “science” of public international law in East Asia, with a particular emphasis on the unique role of Japan in this process.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：国際公法

科研費の分科・細目：法学、国際法学

キーワード：国際法、国際法学、国際公法、万国公法、受容、東アジア

1. 研究開始当初の背景

(1) 東アジアの「国際法学」は、いつ如何に受容され、また如何に定着されたのか。そして、現代東アジア「国際法学」の用語に見られる高度の類似性は、いつ如何に形成されたのか。そしてこの受容・定着のプロセスにおいて日本はどのような役割を果たしたのか。

(2) 今までの研究は、日中韓の中のある一国だけに重点を置き、東アジア全体を視野にいたれた総合的な研究は極めて少なかった。特

に、東アジア「国際法学」の受容・定着過程における「日本の役割」についての実証的研究は、今までは殆ど行われなかった。

2. 研究の目的

(1) 今までの先行研究は、丁睦良が翻訳した『万国公法』（1864）など中国語（漢訳）著作の分析に重点を置いて来た。

(2) しかし、近代東アジアの諸国で出版された国際法著作を綿密に比較分析してみる

と、東アジア「国際法学」の受容及び定着過程において日本の国際法学が絶対的な影響を及ぼしたことが分かる。

(3) 本研究の目的は、19世紀末～20世紀初の東アジア(日中韓)で出版されたおよそ260冊の国際法著作を徹底的に分析することにより、東アジア「国際法学」の受容及び定着過程を明らかにすると同時に、そのプロセスにおける日本の役割(影響)を実証的に究明することである。

3. 研究の方法

本研究は主に以下のような研究方法に基づいて行われた。

(1) まず、日本の国立国会図書館・各大学の図書館、韓国の国会図書館・国立中央図書館・各大学の図書館、そして中国の中国国家図書館・上海図書館・各大学の図書館などに眠っている近代国際法著作を発掘した。

(2) 特に、近代中国及び韓国で出版された著作が日本の影響をどの程度受けていたのかを把握するために、日中韓の諸著作を逐一対照しながら、中国・韓国著作の「底本」として使われた日本の著作を明らかにした。

(3) また、『万国公法』(1864)で使われた最も重要な70個の国際法用語を選定し、これらの用語の内、どの程度が現代まで生き残っており、またどの程度が日本の用語に取って代わられたのかを実証的に分析した。

4. 研究成果

本研究の主な研究成果は以下のようにまとめることができる。主な分析期間は、中国で『万国公法』が出版された1864年から、中国における日本著作の受容が突如途絶えてしまう1915年までの約50年間である。

一、近代東アジア「国際法学」形成の全体像

(一) 中国

1864年から1915年の間、中国ではおよそ90冊の国際法著作が出版された。近代中国における「国際法学」の受容・定着は以下のような四つの段階を通じて行われた。(各段階はある程度重複されるので、括弧の中の期間は、便宜上、各段階の特徴が最も著しく見られる期間である。)

(1) 第一段階(1864～1894): 中国駐在の「西洋人」(丁韪良、傅蘭雅、林樂知)によ

って欧米の国際法著作が「翻訳」された時期である。代表的なものとしては、『万国公法』(1864)、『公法便覧』(1878)、『公会通』(1880)、傅蘭雅の『公法総論』(1894)、『各国交渉公法論』(1894)等があげられる。

(2) 第二段階(1895～1899): 日清戦争後、中国人によってはじめて国際法の「著述」が行われる。特に、1898年には『万国公法积例』(丁祖蔭)、『公法通議』(唐材常)、『公法紀要』(錢祥保)、『公法導源』(胡薇元)などの四冊が出版された。但し、これらの著作は、国際法に対する十分な理解に基づいて行われた著述というよりは、第一段階の西洋人による翻訳を要約・編著したものと言える。

(3) 第三段階(1900～1911): 中国において日本の「国際法学」が大量かつ集中的に受容された時期である。この時期に刊行されたおよそ50冊の中でほぼ40冊が日本の著作を翻訳・編著したもの又は日本の影響を強く受けたものである。(この時期に関する詳細な説明は後述する。)

(4) 第四段階(1912～1915): 辛亥革命と中華民国の成立以後、中国において依然として日本の「国際法学」が大量に受容されながらも、はじめて中国人による欧米国際法の「翻訳」が行われたり、「受験用」の図書が「著述」されたりした時期である。1915年以後、日本からの受容は突如、完全に途絶えてしまう。その後中国における国際法の研究は著しくその勢いを失ってしまうが、1930年代前後、寧協万、周鯁生、周緯などの活発な研究により中国の「国際法学」がようやく定着していく。

(二) 日本

1864年から1915年の間、日本ではおよそ170冊の国際法著作が出版された。近代日本における「国際法学」の受容・定着は以下のような六つの段階を通じて行われた。

(1) 第一段階(1864～1868): 中国の『万国公法』(丁韪良、1864)が日本に伝来され、和訳されたり訓点を付けて読まれたりすると同時に、オランダでフィッセリングから国際法を学んだ西周助が帰国し、その筆記内容に基づいて『官版万国公法』(1868)等を著述した時期である。「西洋人」の「翻訳」に国際法研究の全てを依存していた中国とは異なり、日本では早くも留学生をオランダに派遣し、主体的に国際法を理解しようとした。

(2) 第二段階(1868～1875): 日本人が自ら欧米著作の「翻訳」を試みた時期である。

但し、全訳ではなく、当時の外交上緊急に必要とされた部分だけを翻訳した。例えば、『交通起源一名万国公法』(瓜生三寅(訳)、1868)、『国際法一名万国公法』(箕作麟祥(訳)、1873)、『恵頓氏万国公法始戦論』(大築拙蔵(訳)、1876)などが代表的なものである。

(3) 第三段階(1876~1886):日本人が大量の欧米国際法著作を「体系的に」翻訳した時期である。『堅土氏万国公法』(旧番地事務局(訳)、1876)、『海氏万国公法』(荒川邦蔵・木下周一(合訳)、1877)、『波氏万国公法』(秋吉省吾(訳)、1878)、『万国公法』(アモス(著)、海軍兵学校(訳)、1879)、『恵頓万国公法』(大築拙蔵(訳)、1882)、そして『万国公法戦争法規』(他山脇玄・飯山正秀(共訳)、1882)など、当時欧米の著名な学者であるケント、ヘフトル、ハーレック、アモス、フィートン、ブルンチュリーの著作が次々と日本語で翻訳された。この期間には丁韪良の他の著作も輸入されたが、やはり欧米著作の翻訳がはるかに多かった。

(4) 第四段階(1887~1899):欧米著作の翻訳が著しく減少し、日本人による「著述」が本格的に行われた時期である。まだ国際法を専攻としていない、そして欧米留学の経験もない官僚・外交官・学者達によって数多くの著作が「著述」された。代表的な人物としては、沼崎甚三、三崎亀之助、熊野敏三、山田喜之助、石川錦一郎、藤田隆三郎などがあげられる。この時期には有賀長雄、中村進午等国際法を専攻とする学者達が既に活躍していたが、まだ欧米留学に向かう前であった。

(5) 第五段階(1900~1908):欧米で留学した、国際法を専攻とする「第一世代」の学者達が本格的に活躍し始めた時期である。代表的な学者として、有賀長雄、中村進午、寺尾亨、高橋作衛、千賀鶴太郎などがあげられる。これらの学者達の翻訳及び著述によって、欧米の国際法学、特にフランス、ドイツ、ロシア、そしてイギリスの国際法学が体系的に受容され、お互いに競い合いながら共存した。この段階を通じて、日本の「国際法学」は大きな一歩を踏み出すことになる。

(6) 第六段階(1909~1915):第五段階で活躍した、国際法を専攻とする「第一代」欧米留学派が依然として活発に活躍していると同時に、彼らに教わった「第二世代」の若い官僚・学者達が次々と登場し、活発な研究を行う時期である。例えば、遠藤源六、長岡春一、立作太郎などがあげられる。このような勢いは、その後より多くの若い学者達が加わり、立作太郎が日本の「国際法学」を確立したとされる1930年代初期まで続く。

(三) 韓国

韓国の場合、中国や日本と比較して、受容開始の時期も遅く、著作の数も相当に少ない。1864年から1910年(日韓合併)まで韓国では、現在把握できる資料からすると、8冊しか刊行されていない。近代韓国における「国際法学」の受容は、以下のような二つの段階を通じて行われた。

(1) 第一段階(1864~1905):中国から丁韪良の『万国公法』(1864)、『公法便覧』(1878)、『公法会通』(1880)、林樂知の『万国公法要略』(1903)など4冊が韓国に受容された。但し、『万国公法』(1864)や『公法便覧』(1878)の受容時期については現在も異論がある。

(2) 第二段階(1906~1910):中国からの受容が著しく衰え、突如として日本の影響が大きく増える時期である。特に1907年と1908年に4冊の著作が集中的に出版されているが、その中で3冊は日本の著作を翻訳又は編著したものであり、残りの1冊も(中国の著作を翻訳したものではあるものの)日本の影響を強く受けている。(これらの著作に対する詳細な内容は後述する。)

二、「中国国際法学」に対する日本の影響

(一) 1900年~1901年間に出版された3冊のミステリー

(1) 中国における日本の国際法著作の受容時期に関し、専門家の間では、1900年から1901年の間に出版された以下の著作の正体が議論されてきた。三著作とも、著者として欧米人の名前があげられている。①『国際法』(腓列特芬馬丁斯(著)・徐家駒(訳)、1900)、②『国際法論』(羅諾而(著)、1901)、③『支那国際論』(鉄佳敦(著)・作新社(訳)、1902)。

(2) もしこれらの著作が「中国人」によって翻訳されていたのであれば、中国に対する日本の影響はその分遅くなる。しかし、本研究の結果、いずれも、日本人が欧米著作を翻訳したものを、中国人が漢訳したものであったことが明らかになった。

(3) ①は日本の『国際法』(マルテンス(著)、中村進午(訳)、1900)、②は『国際法論』(レイ・ルノル(著)・蜷川新(訳)、1900)、③は『国際支那』(アルチュール・デジャルダン(著)・支那調査会(訳)、1901)を、それぞれ漢訳したものであった。

(二) 中国における「日本国際法学」の受容時期

(1) 先行研究は、日本の国際法学が中国にはじめて受容された時期として「1902年」をあげていた。その根拠としてあげられていたのが『公法論綱』(楊廷棟、1902)や『国際法総綱』(王鴻年、1902)である。

(2) しかし、日本の著作を漢訳した三著作がすでに1900年と1901年に中国で出版されたことが明らかになった以上、中国における日本国際法学の「最初」の受容時期は「1900年」まで遡る可能性があることになる。

(3) 但し、①は、出版される前の段階の「手書き」の状態であった。そして①、②、③ともに「日本人の学者」の「著述」ではなく、日本人が欧米学者の著作を「翻訳」したものである。このような理由で、中国における日本国際法学の「最初」の受容時期を1900年とすることには、無理があるのではないかとの疑問が生じうる。

(4) しかし、これらの著作を通じて、大量の日本の国際法概念・用語が中国に受容されたことは疑い得ない。特に、①は、たとえ出版される前の「手書き」のものではあるものの、1,500頁を超える大作(上:670頁、下:797頁)であり、その訳者とされていた「徐家駒」は、実は4~5人(場合によっては7~8人)の訳者の一人にすぎない。翻訳者達は様々な分野で活躍していたはずなので、その影響は相当幅広かったことは間違いないと思われる。

(5) それだけでなく、『公法導源』(胡薇元、1899)には既に日本の国際法用語が登場している。従って、中国における日本国際法学の「最初」の受容時期は、1900年ではなく、より遡るのではないかと考えられる。この点については、今後の課題としたい。

(三) 1900年~1915年の中国における「日本国際法学」の受容

(1) 本研究の調査によれば、中国の国際法著作が日本の影響を本格的に受け始めた1900年から、日本の影響が突如途絶えてしまう1915年までの間に、中国では75冊の国際法著作が刊行されていた。

(2) この中で、①西洋人による翻訳・著述が「7冊」、②中国人による『万国公法』(1864)の要約・解説が「2冊」、③中国人による欧米著作の翻訳が「2冊」、④中国人による著述が「4冊」(この中の馬徳潤による2冊は、タイトルや出版社は異なるが、著者とその内容は同じ)、⑤本研究ではその内容を確認できなかった著作が「14冊」であるが、⑥それ以外

の残り「45冊」全ては日本の影響を強く受けている著作である。

(3) ⑥には、日本人が「翻訳」した欧米著作をそのまま「漢訳」したもの、日本人が「著述」したものをそのまま「漢訳」したもの、日本の著作を「要約」又は「編著」したもの、などが含まれる。本研究は、日本著作との対照分析により、⑥の諸著作が「底本」とした殆どの日本著作を確認した。

(4) また、⑤未確認の「14冊」についても、その殆どが日本の影響を受けた可能性が非常に高いと推測される。もしそうであれば、近代中国で出版された「75冊」の中で、ほぼ「50冊以上」の著作が、日本の影響を強く受けたことになる。この未確認の「14冊」の追跡及び分析も、これからの課題にしたい。

三、「韓国国際法学」に対する日本の影響

(1) 1907年~1908年の二年間、韓国では以下のような4冊が韓国人によって相次いで出版された。①『平時国際公法』(石鎮衡、1907)、②『国際公法(平時之部)』(李用戊、1907年又は1908年)、③『戦時国際公法』(朱定均、1907年又は1908年)、④『国際公法志』(朴晶東(訳)・金雨均(閲)、1907)がそれである。

(2) 本研究の結果、4冊ともに日本の著作を翻訳・編著するなど、日本の影響を強く受けたものであったことが明らかになった。

(3) まず、①は、本文の中に、著者が「参考」とした著作として、高橋作衛『平時国際法論』、寺尾亨『日本帝国大学筆記国際公法平時部』、中村進午『国際公法』、秋山雅之助『平時国際公法』があげられている。本研究では、その内容を綿密に対照してみた結果、著者がこの4人の著作から必要な部分を集め、「編著」したものであることが分かった。

(4) また、②は、『平時国際法(完)』(中村進午、1903)をそのまま「翻訳」したものであり、③は、ほぼ1000頁に至る『国際公法(戦時)』(秋山雅之助、1903)を「圧縮・要約」したものであることが明らかになった。④については、以下の「四」で詳述する。

四、『国際公法志』(朴晶東(訳)、1907)

(1) この著作は、ハングル・漢文混用であり、「朴晶東(訳)」となっているので、誰かの著作を「翻訳」したものであることがすぐ分かる。韓国の専門家の間では、この著作が日本の著作を翻訳した可能性が高いとされ

て来た。しかし、この著作の本文をみると、中国の用語と日本の用語が混在されているので、いったいどの国の誰の著作を翻訳したのかが専門家の間では議論になっていた。

(2) 本研究は幸いにもその謎を解くことができたが、その事情は相当複雑である。

(3) まず、本研究は、中国でも蔡鐸という人物が、『国際公法志』という同タイトルの書籍を1903年に刊行していたことを発見した。さらに、朴の『国際公法志』と蔡の『国際公法志』を対照してみた結果、前者が後者をそのまま全訳したことが分かった。

(4) それだけでなく、蔡の『国際公法志』(1903)も、蔡鐸本人の著述ではなく、『国際導源』(胡徽元、1899)を「底本」として、それを「増補」する形で書かれたものであることが明らかになった。

(5) また、『国際公法志』(蔡、1903)の半分以上の内容は、蔡鐸が「日本」に留学する期間中に当時の日本の国際法著作を参考としながら完成したことも分かった。これが、朴の『国際公法志』(1907)に、中国の用語と日本の用語が混在されていた理由である。

(6) このケースは、東アジアにおける国際法学の受容、そして日中韓三国間における国際法学の「循環」の姿をよくみせてくれる代表的な事例ではないかと思われる。

五、東アジア「国際法学用語」の形成ルート

(1) 現代の東アジア「国際法学」の用語には相当の類似性が見える。今までは、丁躉良の『万国公法』(1864)など中国で西洋人が行った翻訳書の影響が相当強いという認識が専門家の中に共有されてきた。たとえ一部の学者によって、近代日本著作の影響についても語られてはいたものの、その具体的・実証的な研究は行われてこなかった。

(2) 本研究は、『万国公法』(1864)で使われた最も代表的な70個の国際法用語を厳選し、これらの用語の中でどの用語が今まで生き残っており、またどの用語が日本の用語によって取って代わられたのかを綿密に追跡した。(70個の内訳は、「総論」(18個)、「国家の権利義務」(11個)、「領域」(9個)、「外交使節、管轄権、条約、責任、紛争処理」(17個)、「戦争法・中立法」(15個)である。)

(3) その分析の結果は、以下の通りである。

①『万国公法』(1864)で一貫して一つの用語に翻訳された例が「28個」あったが、そ

の中で、その翻訳語が現代の少なくとも一国以上で使われている例が「10個」、現代では全く使われていない例は「18個」である。

②『万国公法』(1864)で複数の用語に翻訳されていたものが、現代では使われていないという例が「34個」である。

③『万国公法』(1864)で複数の用語に訳されていたものが、現代ではその内の一つの訳語が使用されているという例が「7個」ある。その内の「2個」は、翻訳された複数の翻訳語の中でも最も多く使われた例であり、他の「5個」は、翻訳された複数の翻訳語の中で多くは使われていなかった例である。

④『万国公法』(1864)が最後まで翻訳できなかった用語が「1個」(subjects)ある。「大旨」と訳されたところ(第一巻のタイトル)もあるが、第一巻第二章第一節のタイトル(Subjects of international law)は、翻訳できず、空欄になっている。

(4) 以上の結果を簡単にまとめると、『万国公法』(1864)に漢文で翻訳された最も代表的な70個の国際法用語(中国用語)の中で、①当時から現代まで一貫して使われている用語は「10個」(その中で、8個は日中間三国共通、2個は中国のみ)、②当時には複数の用語(2から10以上まで)に漢訳された中の一つであった用語が、日本で日本学者達によって定着され、それが中国や韓国に(逆)輸入された用語が「7個」、③中国の用語がその生命力を失い、日本の用語によって完全に取って代わられたものが「53個」である。

(5) より簡潔には、『万国公法』(1864)で使われた70個の用語の中で、当時漢訳されたまま現代まで使われている用語は「10個」のみで、それ以外の「60個」は事実上日本の影響を受けた用語(上の(4)の①と②)ということになる。

(6) 本研究は、この70個の用語がどのように生まれ、変われ、また定着されて来たのか、そのルートとメカニズムを徹底的に追跡した。この結果をまとめた研究を近いうちに発表する予定である。

六、本研究の意義

(1) 東アジアにおける国際法学の形成に関する研究は、その殆どが「ヨーロッパ国際法の受容」に集中しており、しかも日中韓のいずれの一国に限られるものであった。

(2) そして、現代東アジア諸国の国際法用語の類似性の理由についても、丁躉良の『万

国公法』(1864)など中国で西洋人によって行われた「漢訳」の研究に重点が置かれて来た。たとえ専門家の間に「日本の影響」についての問題提起がなされたとしても、それは相当漠然としたものであって、それを実証的な究明をめざす総合的な研究は殆ど行われなかった。

(3) 本研究のテーマに関する代表的な先行研究としては、『国際法輸入と晩清中国』(田涛、2001)、*International Law as World Order in Late Imperial China*(Rune Svarverud、2007)、『従万国公法到公法外交』(林学忠、2009)があげられる。

(4) 勿論、この3冊は、それぞれとても素晴らしい研究である。しかし、これらの先行研究は、「1911年までの中国」にその重点が置かれていると同時に、日本から受容された一部著作のリストの簡単な紹介に止まり、日本における「国際法学」の形成過程や内容、中国(そして韓国)の「国際法学」の受容・形成過程に対する日本の影響などについての実証的分析は殆ど行われておらず、特に東アジアの現代「国際法学」とのつながりについては触っていない。

(5) 従って、東アジア国際法学の受容・形成過程の全体像、そしてそのプロセスにおける日本の影響についての実証的分析を真正面から取り組む総合的な研究は、今までは殆どなかった。

(6) 以上のような先行研究の限界を踏まえて行われた本研究の意義は以下のようにまとめることができると思われる。

①近代東アジアで行われた国際法著作の翻訳・著述・刊行及び諸国間の循環・影響のルートやメカニズムを綿密に追跡・分析することにより、東アジアにおける「国際法学」の受容・形成過程の「全体像」を究明した。

②近代中国・韓国の国際法著作が「底本」とした「日本の著作」を明らかにすることにより、これら著作間のリンクを明らかにした。

③日本の国際法用語がどのようなルートやメカニズムを通じて中国の用語を代替し、その結果、東アジアの現代「国際法学」用語上の類似性を如何に導いたのかを追跡した。

④「東アジアにおける国際法(学)の受容及び形成」過程を実証的に分析することにより、「普遍的な国際法(学)の形成」をめぐる様々な学際間研究に、東アジアのパースペクティブ(East Asian perspective)を提供

するための「基礎」となる研究となった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

(1) 韓相熙「平時国際法(1907)」翰林大学院『東アジア概念研究：基礎文献解題』ソニン図書出版(2010、韓国語、査読有)第65～68頁。

(2) 韓相熙「万国公法」翰林大学院『東アジア概念研究：基礎文献解題』ソニン図書出版(2010、韓国語、査読有)第160～163頁。

(3) HAN Sanghee, *The Circulation of International Legal Terms in East Asia*, *ASLI Working Paper Series WPS014*, (査読無)(http://law.nus.edu.sg/asli/working_paper_d.aspx?sno=WPS014)、2010

(4) 韓相熙「万国公法」(書評論文)『ソウル国際法研究』第16巻第1号(2009、韓国語、査読無)第347～387頁。

[学会発表](計2件)

(1) 韓相熙「日本と中国における国際法の受容過程及び最近の研究動向」(韓国・外交通商部、招待講演、2011年5月3日)。

(2) HAN Sanghee, *The Circulation of International Legal Terms in East Asia*, Asian Law Institute, National University of Singapore (2010年3月12日)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

韓 相熙 (HAN SANGHEE)
九州大学・法学研究院・准教授
研究者番号：30380653

(2) 研究分担者

(なし)
研究者番号：

(3) 連携研究者

(なし)
研究者番号：